



草津市上空の琵琶湖の風景

3点セット（立入検査結果通知書 公表通知書 警告書） の即時交付 実践編

湖南広域消防局中消防署予防指導（査察担当）係長 平田大介

1. はじめに

前号では、当消防局の八木が「早期是正」のための立入検査結果通知書・公表通知書・警告書（以下「3点セット」という。）を同時交付している取り組みについてのバックデータを含めた解説について寄稿させていただいた。本号では令和2年度東近畿支部違反是正事例発表会において発表した事例で関係者が立入検査を拒むなど、当職が実務で担当した少し特異な事例に対して3点セットの同時交付を実践したことに

ついて実況解説したい。各消防本部の皆さまで、類似した事案に遭遇したことがある方もそうでない方も、貴職が実現場にいたなら…とイメージしながら読み進めていただけたら幸いである。

2. 湖南広域消防局の予防体制について

湖南広域消防局は琵琶湖の南部地域の草津市・守山市・栗東市・野洲市の4市を管轄している。京都・大阪へのアクセスが良く、JR駅前を中心にベッドタウン化による人口増加が進む

地域であり、管内人口は約34万人である。消防機関としては、消防職員数は341名（職員平均年齢約38.5歳）、5消防署3出張所を有する消防局である。

当消防局の予防業務体制については、消防局に予防指導課が存在し、5消防署の統括コントローラーとしての業務を行い、各消防署は基本的にはプレイングマネージャーという位置付けで消防同意・設備指導・立入検査・違反処理等の業務を行っている。なお、危険物の許認可事務は本部で行っている。人員については、基本的には各消防署に設備係長と設備主任、査察係長と査察主任又は再任用職員の4名が日勤勤務している。また、交代勤務者は各部に1名が配置され、計5名体制になっている。

管内には、防火対象物14,665対象物、危険物施設1,052施設を有しており、年間の査察計画に基づく立入検査実施件数は、毎年概ね3,500件となっている。

3. 事例の紹介について

まず、この事案の実況に入る前に、今回の3点セット交付に至るまでの流れを説明したい。

右表のとおり、重大違反疑いの覚知時点では、違反の確定には至らず、2回目の違反調査を要していることに課題は残るが、覚知と同時並行で違反処理の準備を進めたことにより、違反確定した当日中に3点セットを交付している。

なお、2回目の違反調査の準備段階において重大違反の存在が濃厚であったことから、2回目の違反調査で違反の特定に至った場合には、即時3点セットを交付するとともに消防署長と消防局に事前説明をしておき、確定後、間髪入れずに警告書及び公表通知書の決裁を行い、当日中に交付した。その後、命令までの違反処理方針を署長決裁した後、消防局長へ報告し、迷走することのないよう今後の流れを確定させている。

違反是正のスピード自体は当消防局の是正統計の中では特筆する程早いものではないが、覚知から131日間（約4カ月）で是正完結している。

表 3点セット交付までの流れ

8/27	<ul style="list-style-type: none"> 立入検査による重大違反疑いの覚知（第1回調査） 同時に違反調査事前準備開始（登記簿・住民票の取得） 違反確定時の違反処理方針事前説明（消防署長・消防局） 第2回の違反調査日程電話交渉
9/25	<ul style="list-style-type: none"> 第2回違反調査出向・自動火災報知設備全部未設置違反確定 警告書・公表通知書の交付決定（消防署長決裁） 立入検査結果通知書・警告書・公表通知書の交付
10/3	<ul style="list-style-type: none"> 命令までの違反処理方針作成（消防署長決裁・消防局長報告）
10/10	<ul style="list-style-type: none"> 違反公表（湖南広域消防局HP）
10/31	<ul style="list-style-type: none"> 業者との具体的是正協議
11/12	<ul style="list-style-type: none"> 履行義務者から法令違反改善計画回答書の提出
1/10	<ul style="list-style-type: none"> 工事請負契約書提出
1/27	<ul style="list-style-type: none"> 警告書の履行期限経過 設置届提出、検査日確定のため命令留保
2/3	<ul style="list-style-type: none"> 棟の切離しにより3棟に分割（各300㎡未満） 消火器・非常警報設備・誘導灯を新設、検査済 違反是正完結

4. 違反事例の実況解説

いざ事例へ…

時は令和元年8月…当職は人事異動により、その春から査察担当に着任した。

今まで設備主任の経験はあったが、査察違反処理体制が大きく改革（粘り強い行政指導からの脱却）した後の湖南広域消防局での査察担当係長というプレッシャー（他署の査察担当係長のように、当職もあたり前に違反処理ができるのか…という重圧）と闘いながら、多くの違反対象物と向き合っていた。

令和元年10月1日施行の小規模飲食店に対する消火器の設置義務化に伴う該当対象物の調査及び法令改正説明も立入検査と同時に進めなくてはならない時期であり、当職は、主任と係員の2名に対し、小規模飲食店の実態調査（滋賀

違反是正

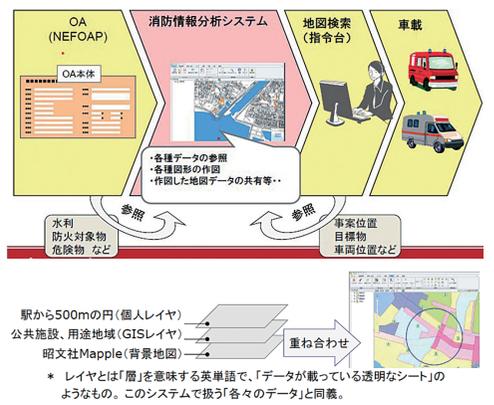


webGIS消火器調査対象エリアへのピン落とし(消火器マークを調査対象に指定)

webGIS (消防情報分析システム) 消防情報分析システム

OA端末(本部・署所)から共通で利用できる地図システムであり、水利、車両動態などの業務情報を地図(位置)に紐付けて、一元的に参照することが可能。地図の確認や、地図を用いた報告資料の作成などの日常的な業務及び事案の分析等を支援するシステムである。

→通常の防火対象物情報は位置情報を登録しているが、上記のように試行的に他部局からの情報による住所データ(Excel)をファイルに取り込み、不突合対象物に対しローラー作戦を実施した。



県が公開している食品営業許可施設一覧データ(特に50㎡以下の防火対象物について調査するよう説明)

※出向エリアは、試行的にwebGIS(消防情報分析システム)に飲食店データの住所リストを一括でピン落としを行い、エリア指定を行った。

(1)公表該当違反の覚知～違反処理準備

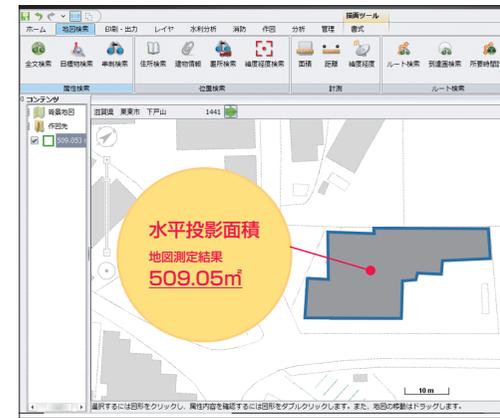
さっそく、現場から消防署に電話が入る…

- 主任「未把握の対象物を見つけました。料亭?です。」
- 当職「大きさは?」
- 主任「300㎡程度はありそうです。」
- 当職「別途、調査班を組みます。体制を整えてから出直しましょうか。」
- 主任「…すでに調査(立入検査)開始してしまいました。」

- 当職「すでに検査に入ってしまったら、違反確定までしてほしい。それが厳しかったら、せめて面積測定等は完了させてくださいね。」
- 主任「やってみます。」
- 当職「こっちでも、できる範囲でその対象物を調べときますね。」

連絡を受け、調べてみると…

Googleアースの航空写真を見ると明らかに大きく、webGISの面積測定機能を活用すると約500㎡近くはあった。さらに、複雑な建物形状を有しており測定に時間を要することは容易に予想できた。想定される消防用設備等は消火器・自動火災報知設備・誘導灯で、公表該当違反で



あることが確定的であり、この時点から違反処理への準備段階に移行した。

「やるべきことリスト」を作る

覚知時点では、当職の違反処理経験は消防法第17条の4に基づく命令を踏まえた警告と消防法第16条の6に基づく危険物除去命令の数件程度であったため、自らの確認の意味とメンバー間の情報共有及び仕事分担のために「やるべきことリスト」を簡易的に作成した。

- 名宛の特定
 - 警告書のデータ作成
 - 公表事務の各種様式の下準備+本部連絡
 - 違反調査での役割分担
-
- 地方法務局で登記取得(不動産・商業)
 - 個人所有なら住民票取得

違反はほぼ黒か…

当日中の3点セット交付を考え、「やるべきことリスト」に沿った形で関係機関への照会文書(法務局等)作成を係員に指示し、持ち回り決裁にて公印処理し、直ちに法務局へ出張(管外)した。登記簿を取得すると、個人所有であることが確認できたため、法務局から消防署へ電話し、市役所への照会文書(住民票取得)の起案と持ち回り決裁を指示した。そして、法務局から消防署を経由し、市役所で住民票を取得したのち帰

署し、現地調査(立入検査)を行っている2名の職員の帰署を待った。

現地から帰ってきた検査員とのやり取り

- 当職「延べ面積の確定はできましたか?」
- 主任「建物の形が複雑で、建物の一部しか測定できていないです。面積確定できていません。」
- 当職「…先方に、立入検査拒否でもされたんですか?」
- 主任「先方に良くは思われていませんが、拒否まではされていません。単純に測定不足が多々あるのみです。棟の接続等で、どこまで測るべきか迷走してしまいました。建物外周ばかりで、建物の中までは、ほとんど確認していません。」

第2回の違反調査(立入検査)が必要

→日程調整の電話を入れる

改めて当職から所有者(店主)へ電話で第2回の違反調査を実施したい旨を連絡するも、やはり、第2回の調査に対して店主は激しく怒り出した。

- 店主「さっき、いきなりズカズカ来て何か測ったりしていたでしょう!また来るなんて営業妨害ですよ!」

…と主張された。再調査の必要が生じたのは、当方の事情によることから、こうなることも想定された。誠意を持って謝罪しながらも立入検査の主旨や必要性等の説明を行い、何とか説得に成功し約1カ月後に立入検査のアポイントメントを取得できた。

違反調査に苦戦しそうな気が…

1回目の違反調査が中途半端に終わり、2回目は、店主が怒った状態での劣勢な環境下の違反調査となることが想定されたため、当日はスムーズに進められるように役割分担を明確にした。

測定については、検査員の育成要素及び前回の無念を晴らし苦手意識を持たせないことを考慮し、同一職員を指名した。違反調査当日を迎えるまでに、測定方法等を伝えた。

違反調査(第2回)開始時

検査指揮 — 当職
(関係者対応)

写真 — 係員 A (違反処理経験値：高)

測定 — 主任

測定補助 — 係員 B (違反処理経験値：無)



建物測定完了後

関係者対応 — 当職

面積計算等 — 係員 A

手書き図面 — 係員 B

(2)違反調査～公表該当違反確定
現地入り…!

当職 「いつもありがとうございます。消防です。消防法第4条に基づく立入検査をさせていただきます。2回も申し訳ありません。測定不足の部分をもう一度測らせていただきます。」

店主 「調理で手が離せないので勝手に見といてください。」

当職 「測定後、説明させていただきます。」

先述のとおり、劣勢な状況下での違反調査となることが予見できることから、作戦としては違反調査を店主に阻害されないよう、極力こちらの兵力のみで早期に測定(床面積及び有効開口



本館の店内

部)を完結させ、測定完了後に店主に対して状況説明をしようと企てた。

測定開始

大きく分けて2棟(本館及び新館)が存在し、接続状態であった。本館の測定はレーザー距離計(BOSCH GLM 150C)を使用し、スムーズに完了した。

新館(明らかに飲食業をされているような外観)を測定しようと店主に声をかけると…

虚偽申告?

店主 「こちらの棟(新館)は自宅です。あなたたち個人住居は入れないのでしょうか?」

当職 「…検査までの間に誰かに入れ知恵されているのか? どう見ても店なのだが。」「駐車場に車が多く停まっていますし、お客さんも数名いらっしゃいますが…」

店主 「家です。飲食店はこの棟だけです。中にいる人は会議しているだけです。」

作戦を練ろう

利用実態を「裏どり」することを検討した。当時はランチ時間帯であり、本館の調査時には利用者がいなかったが、新館の玄関口にのれんが上がっていること及び駐車台数から新館側に利用者が数名いることは明白であった。

そこで、ランチを終えて店外に出てくる利用者から実態を聞く作戦を実施することにした。



新館の外観

対象物所在	滋賀県栗東市
同名称	
上記対象物について立入検査を実施した際、本職が下記の者に質問したところ任意に次のように供述した。	
被質問者氏名	
同年齢	昭和 年 月 日生 (歳)
同職業(職)	主婦
同住所	滋賀県草津市 () () ()
健康体操クラブ () の年に1回開催される食事会のために、12時00分～14時00分の間、クラブのメンバー8人と正面向かって左側の様を利用しました。	
1階の客室(洋室)で飲食の提供(豆乳鍋、お寿司、デザート、コーヒー)を受けました。	
1人2,500円のランチでした。同施設の利用は初めて使いました。	

利用者への質問調書(抜粋)

資料1

消防法 第4条(抜粋)

火災の予防のために必要があるときは…検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができる。

※「関係者」と「関係のある者」の違いについて…
消防法第2条における用語の定義づけ(消防法の逐条解説より)
「関係者」…所有者・管理者・占有者
「関係のある者」…関係者又はその代理人、使用者その他の従業員等、広範囲にわたるものが含まれる。

店主を刺激しないように…利用者へ質問し調査を作成

店主から見えない位置で利用者に声をかけ友好的に接しながら(警戒されないように配慮)利用者が話しやすい雰囲気を作り(ラポールの形成)必要な情報を入手し、簡易な質問調書を作成した(当職・係員Aで2名分聴取、作成)。

先に調査した本棟は正面右側の棟で店内は座敷であった。質問聴取によって「左側の棟」「1階の洋室」「飲食の提供を受けた」のキーワードを含む証言を入手できた(刑事事件における単体の証言能力としては、決して高くはないと考えるが、交渉材料としては有効であると判断した)。

利用者への質問権は…

利用者への質問調書の可否についても念のため整理しておきたい。

資料1により、現場における利用者への質問行為については、問題ないものと判断した。



ガラスシクネスゲージ



レーザー距離計(屋外仕様)

建物測定の結果、2棟の飲食店用途部分が明らかに300㎡以上(測定値613㎡)・有窓(ガラス厚はガラスシクネスゲージで測定)であることは現地で確定したため、自動火災報知設備の設置義務も確定した。

- ①利用者2名の質問調書の内容
 - ②測定結果から違反は確定している事実
- 上記の2点をもって、再び交渉に持ち込むことにした。

当職 「面積測定も完了し、お客さんからの情報も入手しており、飲食店として使用している証拠は揃っています。結果は変わりません。新館がご自宅であると申告を続けるのであれば、虚偽の申告により立入検査を拒否したものとみなして刑事告発することを前提に調査を進めますが…それでも新館をご自宅として主張されるのでしょうか。」

店主 「結果が変わらんやったら、もうええですわ。新館1階は店です。勝手に見てくださいな。ただ、新館2階は本当に自宅です。」

当職 「おっしゃるように、2階は生活感も見てとれます。新館の1階は立ち入らせていただきますね。」

やっと入れた…

利用者からの聴取どおり、もう片方の棟は洋室のレストラン形態であった。この時点で、明確に消火器・自動火災報知設備・誘導灯の未



新館1階の店内

設置違反が特定できた。

店主への違反説明

当職が説明している最中に主任が立入検査結果通知書(手書き様式)を作成し、店主に消防用設備等全部未設置確認書(「私の所有する建物に自動火災報知設備は設置されていません」という内容の署名文書)に署名取得後、最後に警告書及び公表制度の説明をした。更に、当日中に3点セットを交付することを説明し、いったん帰署した。

帰りの車内で署に連絡

当職は、電話越しに署で作りかけの公表通知

書・警告書を完成させるよう指示し、帰署と同時に持ち回り決裁を行った。その後、係員Bと主任への事務分担の振り分けを行った。

係員B 手書き図面のCAD化作業(実寸による図面化)

主任 各種事務処理(違反処理経過簿、検査結果報告、違反処理方針の起案)に取りかかるよう指示した。

(3)3点セット交付

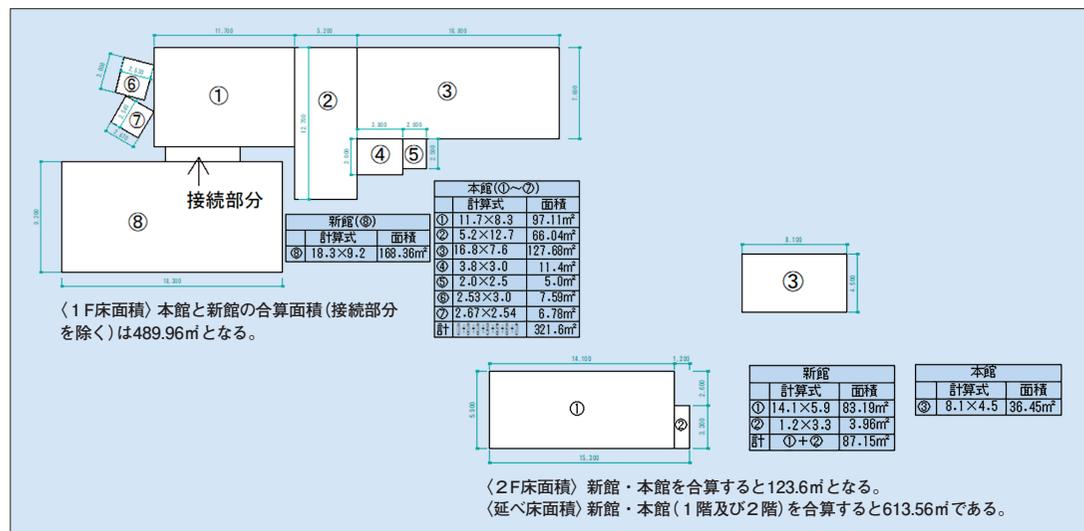
再び現地へ…そして

当職と係員Aで再度現地入りし、店主に3点セットを交付した。

- ①立入検査結果通知書
- ②公表通知書
- ③警告書

(4)公表開始～違反是正へ

3点セットを交付後、翌日起算で14日経過後に通常の流れて湖南広域消防局ホームページでの公表を開始した。公表開始後、店主から当職へ是正に向けて動き出すので公表を取り下げるよう要望の電話が入るが、公表制度について再度店主に説明し、違反が是正するまで公表は継続することを説明したのち、電話を切った。



係員Bが作成したCAD図面

その後、違反是正に向けての具体的な動きが加速した。

後日、先方の設計担当者及び設備業者からは是正プランが提案される

本館と新館を3棟に切断。(地震による層間変位幅以上の切断幅を指導)

棟切断及び別棟の判定は建築部局に写真等でメール照会を行い、文書記録を残した。

違反是正

違反覚知から131日間で、資料2のとおり各棟延べ面積300㎡未満となり、自動火災報知設備の義務が消滅した。さらに、店主から防火対象物使用開始届出書にて各棟の面積関係等の情報が整理され、その他必要な各種消防用設備等の設置及び検査が完了し、違反是正となった。

5.最後に

本件事案を終え、当職が履行義務者(店主)と対峙した中での感覚としては、従前の最初に立入検査結果通知書のみを交付し、その後の「粘り強い指導」では是正に至らなかったか、違反状態が長期化していたのではないかと感じている。

やはり、警告と公表の効果は凄まじいものがあると実感している。重大な違反であると判断したならば、不安全な環境と認識しつつ市民にその施設を利用させるのではなく、一日でも早く安全な建築物へと導くことと、関係者の意識を変容させることが、私たちに与えられた権限であり使命であると考えます。

また、本件事案の対応については、決して最善の選択肢を選んだとは考えていない。

標準的マニュアルだけでは戦えない場合がある。その場合には、様々な法令等の解釈を踏まえた合理的な判断を導き出す必要がある。

マニュアル外の事案については、合理的な答えとそこに繋がる証拠には何が必要となるか。事案ごとに根拠整理と個別判断を行い、人間力とチーム力で自分達の持てる最大の答えを出し、現場と向き合っていきたい。

資料2

棟名称	延べ面積	階数	設置された消防用設備等の種類
本館	285.01㎡	2/0	消火器・非常警報設備・誘導灯(非常照明装置含む)
新館	252.08㎡	2/0	消火器・非常警報設備・誘導灯(非常照明装置含む)
その他棟	59.35㎡	1/0	消火器・誘導灯

少数の予防担当者だけで今までどおり違反処理を行っていても未来はない。

違反処理担当者でなくとも違反確定までの作業を行える職員の育成に向け、研修や日常業務におけるOJTを進め、「違反処理の本質」を精神に刻んだり、より多くの熱い精神を持った職員を育成することで、安定した予防行政を市民に提供していきたい。

私たちの存在意義は人命救助にある。



職員研修「君ならできる! jw-cad講座」



職員研修「使ってみよう! レーザー距離計講座」

